

I 県央家畜保健衛生所の概要

1 沿革

- 昭和 24 年 7 月 栃木県宇都宮家畜保健所として栃木県家畜衛生試験所と共に宇都宮市
埴田町県庁構内に設置
- 昭和 26 年 3 月 栃木県宇都宮家畜保健衛生所と栃木県家畜衛生試験所を合併し、栃木
県中央家畜保健衛生所と改称
- 昭和 39 年 4 月 栃木県中央家畜保健衛生所を宇都宮市戸祭方作に新築移転し、同時に
地方機関として栃木県家畜衛生研究所を同一建物内に設置
- 昭和 41 年 4 月 機構改革により、七井及び鹿沼家畜保健衛生所を統合し、両所を出張
所として再び栃木県宇都宮家畜保健衛生所と改称
- 昭和 45 年 4 月 栃木県宇都宮家畜保健衛生所を宇都宮市若草町に新築移転
- 昭和 46 年 4 月 七井及び鹿沼家畜保健衛生所を廃止
- 平成 11 年 1 月 栃木県宇都宮家畜保健衛生所及び栃木県家畜衛生研究所を現在地に
新築移転
- 平成 12 年 4 月 組織改編により、栃木県宇都宮家畜保健衛生所、栃木県氏家畜保健
衛生所並びに栃木県家畜衛生研究所を再編整備し、家畜衛生研究所及
び氏家畜保健衛生所管内の一部を統合して栃木県県央家畜保健衛
生所と改称

2 所在地

〒321-0905 栃木県宇都宮市平出工業団地 6-8

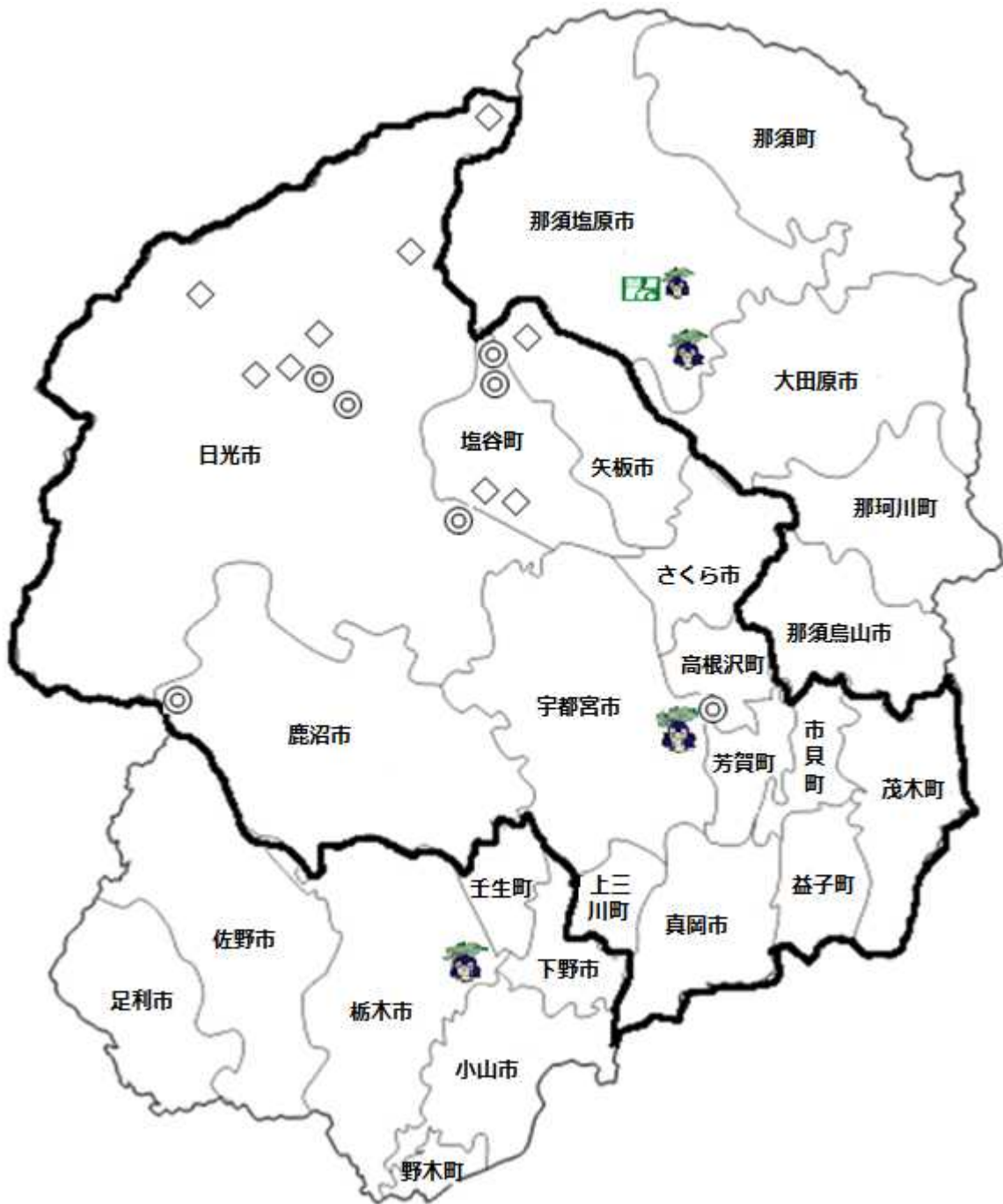
TEL 028-689-1200 (代) FAX 028-689-1279

交 通 JR 岡本駅から徒歩 15 分 JR 宇都宮駅前から関東バス (岡本、喜連川
方面行き)「三菱製鋼」下車徒歩 5 分



3 管内図

平成 31 年 3 月 31 日







〈管轄区域〉

宇都宮市、上三川町

鹿沼市、日光市

真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町

矢板市、さくら市、塩谷町、高根沢町 (6市7町)

	家畜保健衛生所 (附属検査施設を含む)
	畜産酪農研究センター
	乳用牛公共放牧場
	肉用牛公共放牧場

5 業務概要

県中央家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法（昭和二十五年法律第十二号）に基づき、栃木県行政機関設置条例（昭和三十九年栃木県条例第一号）により設置され、県央地域における家畜衛生の向上を図り、安全・安心な畜産物の生産及び畜産の振興に寄与することを目的に、家畜伝染病予防法、獣医師法、獣医療法、医薬品医療機器等法、家畜改良増殖法等に基づく業務を行っています。

(1) 管内の特徴

管内は、栃木県の中央部に位置し、河内、上都賀、芳賀及び塩谷の4地域（6市7町）を管轄区域とし、北は福島県、西は群馬県、東は茨城県に接し、栃木県面積の55%を占めている。

ア 酪農は、戸数、頭数とも県内の23%を占めており、戸数、頭数とも減少傾向にある。

イ 肉用牛は、戸数、頭数とも県内の29%を占めており、戸数は横ばい、頭数はやや増加傾向にある。繁殖和牛は、塩谷及び上都賀地域の中山間地を中心に飼養されている。また、黒毛和種肥育牛は、河内及び上都賀地域を中心に飼養され、リーディングブランド「とちぎ和牛」等の生産に取り組んでいる。なお、交雑種肥育は、塩谷地域で盛んである。

ウ 乳用牛及び肉用牛の放牧場が計14か所あり、乳用後継牛の確保に大きく貢献するとともに、夏山冬里方式による和牛繁殖の生産性向上に活用されている。

エ 養豚は、戸数は県内の41%、頭数は22%を占めており、比較的中規模な経営が多い。

オ 養鶏（採卵鶏）は、戸数は県内の50%、羽数は67%を占めている。大規模農場の増加に伴い、管内飼養羽数が増加傾向にある。

カ 馬は、乗馬クラブを中心に約380頭が飼養されている。

キ 養蜂は、95戸、4,211群が飼養されている。その半数以上は、採蜜のほか施設園芸の授粉に利用され、イチゴ等の生産に大きく貢献している。

(2) 管内の家畜飼養頭羽数

(H30. 2. 1 現在)

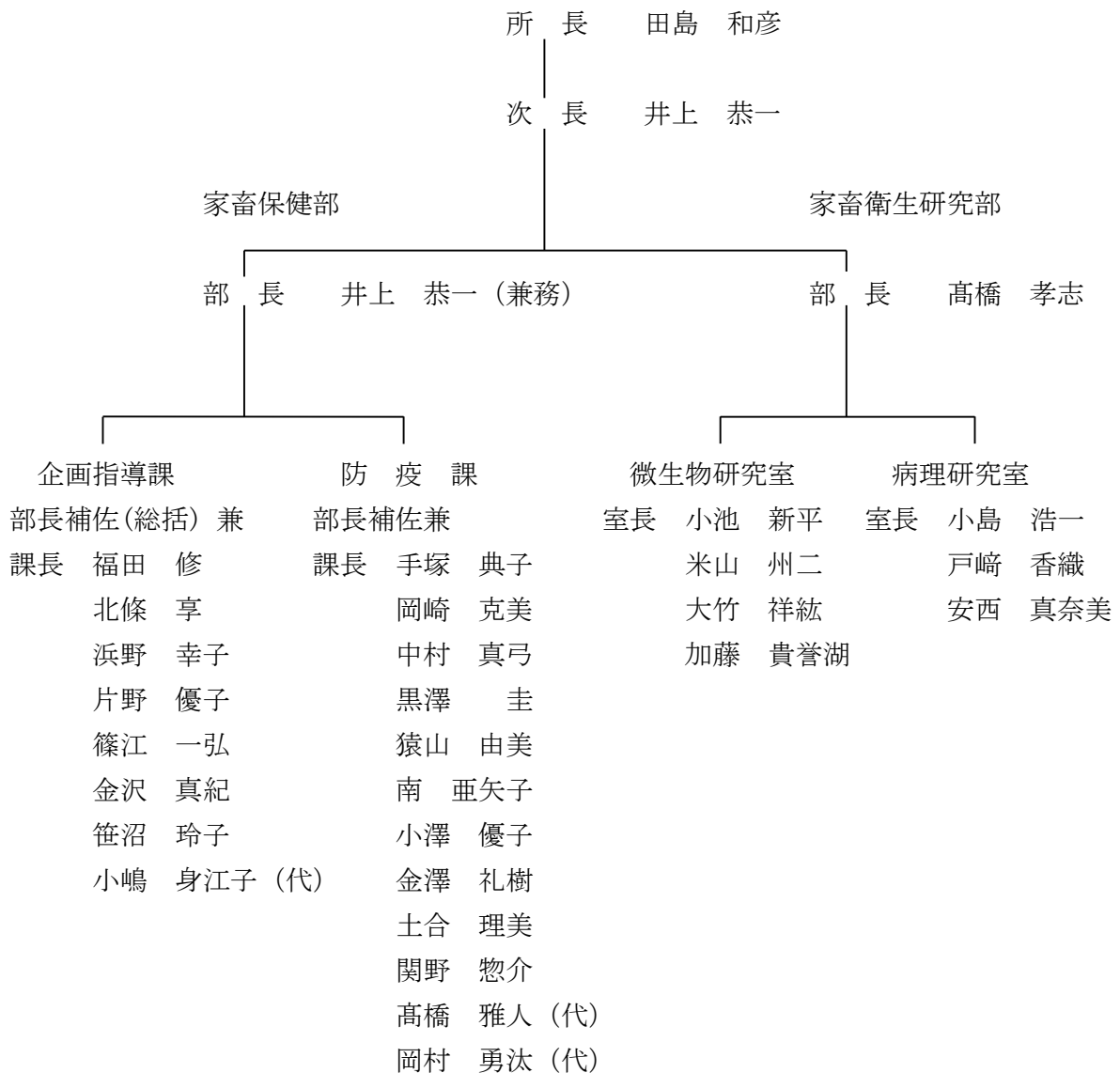
畜種	乳用牛	肉用牛	豚	採卵鶏
戸数	161戸	238戸	56戸	133戸
頭羽数	12,558頭	24,176頭	84,555頭	4,045,787羽

6 組織

(1) 人 員

27名（獣医師24名、畜産職1名、事務職2名）

(2) 職員構成



(代)：産休・育休代替職員

その他の職員

- 家畜臨床検査嘱託員 1名
- 臨時補助員 1名
- パート職員 1名

7 業務の内容

(1) 家畜保健部

〔企画指導課〕

- ・ 所内庶務に関する事
- ・ 予算・決算及び会計に関する事
- ・ 家畜衛生の総合的な企画調整に関する事
- ・ 家畜衛生の普及・啓発に関する事
- ・ 動物薬事、獣医師及び獣医療に関する事
- ・ 家畜人工授精師、削蹄師及び装蹄師に関する事
- ・ 牧野衛生に関する事（肉用牛）
- ・ 畜産環境対策に関する事
- ・ 畜産新技術の普及に関する事
- ・ 家畜衛生の研修及び相談に関する事
- ・ 家畜衛生情報システムの運用に関する事
- ・ 牛肉の放射性物質検査に関する事

〔防疫課〕

- ・ 家畜伝染病及び家畜伝染性疾病の防疫に関する事
- ・ 牧野衛生に関する事（乳用牛）
- ・ 病性鑑定に関する事
- ・ 家畜衛生対策事業に関する事
- ・ 家畜疾病の各種検査に関する事
- ・ 家畜の輸出入検査に関する事
- ・ 家畜自衛防疫指導に関する事
- ・ 家畜の生産衛生に関する事
- ・ 家畜の保健衛生上必要な試験、研究、調査及び検査に関する事

(2) 家畜衛生研究部

- ・ ウイルス学的・細菌学的検査及びその調査研究に関する事
- ・ 微生物の精密病性鑑定及び遺伝子診断等の高度病性鑑定に関する事
- ・ 病理の精密病性鑑定及びその調査研究並びに遺伝子診断等の高度病性鑑定に関する事
- ・ 生化学の精密病性鑑定及びその調査研究に関する事
- ・ 免疫学的・血清学的検査及びその調査研究に関する事
- ・ 原虫・寄生虫学的検査及びその調査研究に関する事
- ・ 疫学的な情報に係る調査研究に関する事
- ・ 家畜保健衛生所等の試験及び検査の技術指導に関する事
- ・ 死亡牛のBSE検査に関する事
- ・ 検査機器等の精度管理に関する事